

事務連絡
平成25年2月25日

各都道府県河川主管課長 殿
各政令指定都市河川主管課長 殿

水管理・国土保全局河川計画課
河川計画調整室長 渡邊泰也

河川整備計画の点検及び変更について

標記については、「河川法の一部を改正する法律等の運用について」（平成十年一月二十三日建設省河政発第五号、建設省河計発第三号、建設省河環発四号、建設省河治発第二号、建設省河開発第五号）記二の2の⑤において通知してきたところです。

しかしながら、河川整備計画策定後、長期間にわたって点検が行われていないような河川も見受けられます。

河川整備計画は、当面の具体的な河川整備に関する事項を定めたものであり、流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更するものです。

今後は、下記の留意事項に基づき、河川整備計画の点検及び必要に応じ適切な変更に努められるようお願いいたします。

なお、下記については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項に規定する技術的な助言として通知します。

記

1. 点検は、事業再評価の実施時期等を勘案して、計画的に実施すること。
2. 点検にあたっては、必要に応じて河川に関し学識経験を有する者の意見を聴くなど、客観性の確保に努めること。
3. 点検の結果、河川整備計画の変更が必要となった場合には、速やかに変更するものとし、その際の手続きについては、変更の内容に応じて、策定時に比べて迅速化、簡素化を図るなど適切に行うこと。